

第51号議案

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成22年6月11日提出

芦屋市長 山中 健

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、関係条文を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

芦屋市国民健康保険条例（昭和38年芦屋市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「租税条約の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に，「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

第17条第1項第1号中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

参 照

芦屋市国民健康保険条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い，関係条文を整理するため，この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

条例で引用する法律名「租税条約の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。（第 1 1 条及び第 1 7 条関係）

3 施行期日

公布の日